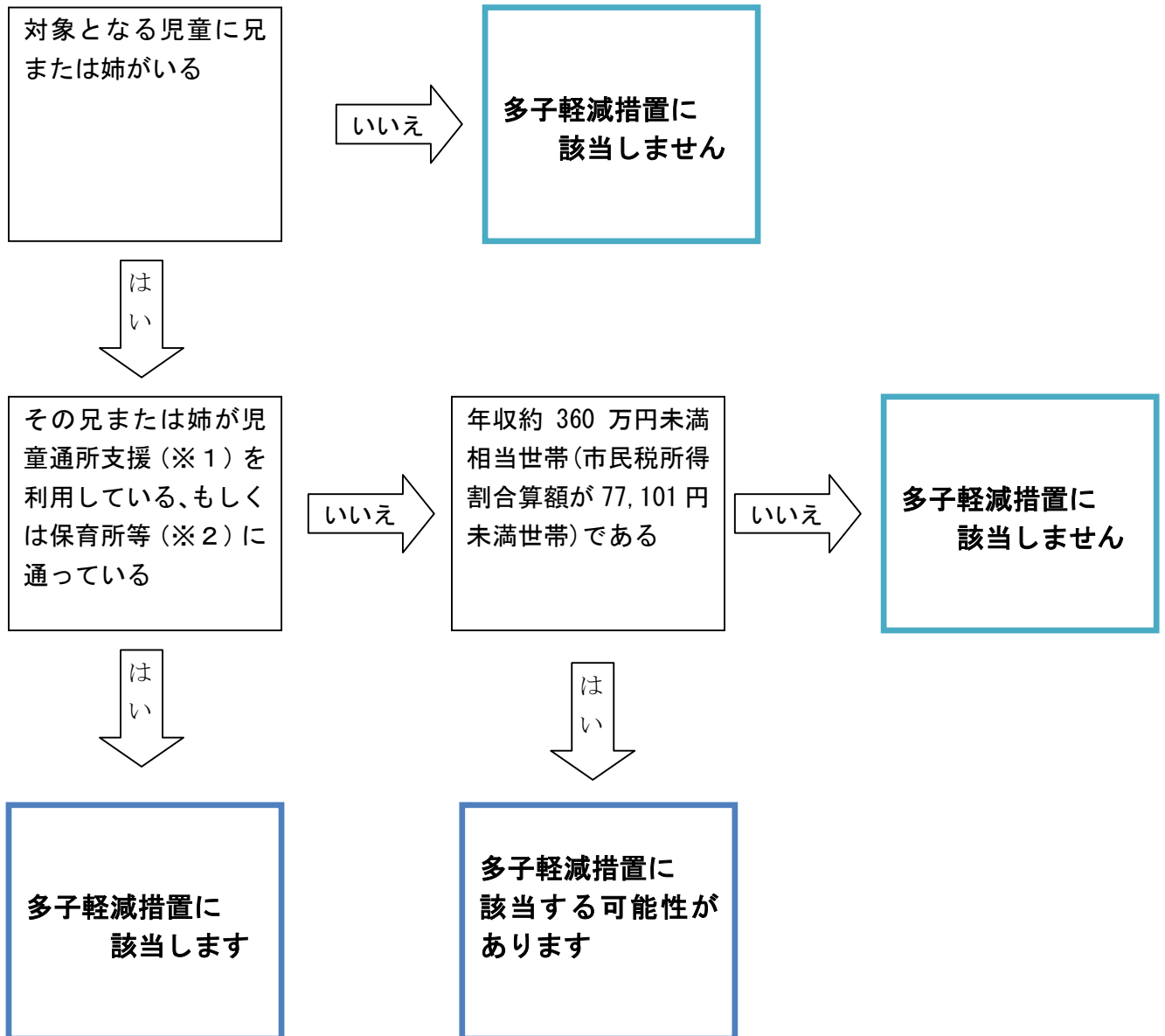


多子軽減チェックリスト



(※1) 児童通所支援のうち、多子軽減措置の対象となるのは「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「保育所等訪問支援」となります。

(※2) 保育所等とは、「認可保育所」、「幼稚園」、「認定こども園」、「特別支援学校の幼稚部」「障害児通所支援事業所」、「情緒障害児短期治療施設」、「特例保育」、「家庭的保育事業」等をいいます。

☆課税の状況が分からないなど、該当かどうか判断しかねる方は申請をいただければこちらでお調べをし、別途お知らせをいたします。